

第1回太尾町住居表示検討委員会	
議 題	1 会長及び副会長選出 2 住居表示制度の概要について 3 検討委員会について 4 スケジュール 5 市に寄せられた要望について 6 意見交換 7 その他 8 次回検討委員会について
日 時	平成17年12月2日(金) 19:00～20:30
開催場所	大倉山振興会館
出席委員	植木委員、柴田委員、畑野委員(ウルシバラさん代理出席)、征矢委員、飯田委員、高橋委員、磯部委員、森委員、水野委員、飯山委員、築瀬委員(オオバさん代理出席)、加藤委員、吉濱委員、岩瀬委員、深井委員、松田委員、吉原委員、斉藤委員、青木委員、山本委員
欠席委員	三浦委員、矢澤委員、会田委員、浪花委員、下田委員
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・会長を植木委員、副会長を吉原委員とする ・委員の氏名と所属町内会を、横浜市のホームページ、地域に配布するチラシに掲載し、公表する ・検討委員会の議事録を横浜市のホームページで公表する ・次回の検討委員会で住居表示を実施する方針が決まれば、委員を公募し、これにより選出された委員を検討委員会に加える また、その後の検討委員会は公開する ・次回の検討委員会は平成18年2月の10日以降の日で開催する予定
議 事	<p><u>1 会長及び副会長選出</u></p> <p>事務局から、あらかじめ植木委員、吉原委員にそれぞれ会長、副会長への就任を依頼して内諾を得ていることを説明し、他の委員が了解してこれを決定した。</p> <p><u>2 住居表示制度の概要について</u></p> <p>事務局から住居表示制度の概要について説明し、次のとおり質疑応答を行った。</p> <p>【委員】 太尾町の面積はどれくらいか。</p> <p>【事務局】 適正な町の面積の約10倍である。</p> <p>【委員】 住居表示を実施すると、マンションでA棟、B棟とある場合、どのような表示になるか。</p> <p>また、「字(あざ)」はどうなるか。</p> <p>【事務局】 「〇〇町〇丁目〇〇番A(B)ー〇〇〇号」と表示され、基本的にマンション名は除かれる。</p> <p>字も除かれる。</p> <p>【委員】 住居表示と土地の地番との関係はどうなるか。</p>

【事務局】 住居表示の際に町名を変えると、登記簿の「土地の所在」は、「新しい町名＋従来之地番」で表され、例えば「太尾○丁目○○○番」となる。

また、本籍は「太尾○丁目○○○番地」、住居表示は「太尾○丁目○○番○○号」となる。

【委員】 実施はいつか。

【事務局】 早くても19年の秋になる。

【委員】 住居表示実施に伴い、地域住民はどのような負担を負うか。

【事務局】 運転免許証、預金通帳、国民健康保険証等をお持ちの方や、年金受給者の方は、それらの住所変更の手続きをご自分でしていただくことになる。

商売をされている方は、この他に店の看板やゴム印、印刷物に記載されている住所をご自分で直していただくことになる。

戸籍等の横浜市のデータ、及び電気、ガス等の公共料金に関するものについては、横浜市が住所変更手続きを行う。

詳しくは別添「住居表示のしおり」（17年に新吉田町で住居表示を実施した際、地域の方に配付したもの）に説明されているので、参照されたい。

3 検討委員会について

(1) 事務局から検討委員会について説明し、次のとおり質疑応答を行った。

【委員】 私の町内会は町内会長が検討委員であるが、町内会長が交代した場合、新しい町内会長が検討委員となるのか。また、その場合は検討委員会の会長にその旨報告すればよいか。

【会長】 新しい町内会長が検討委員となり、私に報告してくれればよい。

(2) 事務局から次の事項について説明し、委員が了解してこれらの実施を決定した。

ア 委員の氏名と所属町内会を、横浜市のホームページ、地域に配布するチラシに掲載し、公表する。

イ 検討委員会の議事録を横浜市のホームページで公表する。

ウ 委員を公募し、これにより選出された委員を検討委員会に加える。

4 スケジュール

事務局からスケジュールについて説明し、次のとおり質疑応答、意見交換を行った。

【事務局】 現在までに、太尾町での住居表示実施を「検討すること」について合意されている。住居表示を「実施すること」については、まだ合意されていない。

次回の検討委員会で、住居表示を「実施すること」に合意を

得られれば、委員の公募を行う。その合意がなければ、委員の公募は行わない。

【会 長】 委員の皆様には、今日の議論の内容をご自分の町内会に説明し、各町内会で住居表示実施の賛否について意見集約をしてほしい。そして、来年1月の次回の連合町会定例会で、その結果を報告してもらいたい。

【委 員】 町内会で意見集約を行うと賛否両論が出ると思うが、賛否のどちらかに決めなければならないか。また、その場合は多数決で決めるのか。

【会 長】 必ずしも賛否のどちらかに集約する必要はない。両論併記でもかまわない。集約の方法は町内会に任せる。

【委 員】 すでに7月の連合町会定例会でこの話を聞いているので、私の町内会では意見集約をしているが、反対意見が多く出た。

「100枚以上年賀状を出すので、50枚程度『住居表示のお知らせはがき』をもらっても足りない」、「住所変更の手続きが面倒だ」、「GPSなどがあり、いまどき住居表示などしなくとも住所は分かる」、「運転免許証、パスポートの更新期間が伸びたのに、これらも住所を直さなければならなくなる」等である。

逆に、「住所が分かりやすくなってよい」という賛成意見もあった。

【事務局】 パスポートは住所を直す必要はない。郵便物は、しばらくの間は旧住所でも届く。

また、年賀状を利用して住居表示による住所変更を知人に知らせることを想定し、秋に住居表示を実施している。

【会 長】 いま住所変更の手続きをする人には面倒だろうが、子や孫の代のことも考える必要があるだろう。

【事務局】 マンションにお住まいの方は住居表示をしなくても不便はないだろうが、戸建て住宅にお住まいの方は、住所が分かりにくく不便だと思う。

住居表示は、地域の方の大部分の賛成があれば実施するが、反対意見が多ければ、それを押し切って実施することはない。

ただ、長い目で見た場合、実施した方がよいと思う。

【委 員】 私の町内会でも意見を聞いたが、7～8割が賛成だった。

ところで、町内会で意見集約する場合、全世帯の意見を聞かなければならないか。

【事務局】 全世帯の意見を聞くのは無理だと思う。

横浜市のホームページでも情報を公開するので、話し合いを重ねる過程で意見集約されればよいと思う。

【会 長】 できる範囲で意見集約すればよい。

【委員】 私は三十数年前に東京で住居表示を経験したが、よく分からないうちに実施され、特に問題は起きなかった。深く考える必要はないと思う。

5 市に寄せられた要望について

事務局から市に寄せられた要望について説明し、次のとおり意見交換を行った。

【副会長】 太尾町の商店街は、これまで「大倉山」をその名称に用いてきた。「太尾町」では、「フトオ町」と読まれずに「タオ町」などと読まれることがあり、商店街としては「大倉山」の方が望ましい。

商店街にとっては、町名を「大倉山」に変えてもらうことが長年の悲願であり、横浜市に町名変更を要望することが課題となっていた。

6 意見交換

次のとおり質疑応答、意見交換を行った。

【委員】 現在の住所は分かりにくいので、住居表示を実施する方向で進めるべきだと思うが、その際、町名をどうするかが問題になるだろう。

【委員】 私も町名が問題になると思う。

また、例えば町名を「大倉山」とした場合、「太尾小学校」を「大倉山小学校」に変更できるのか。

【事務局】 基本的に住居表示と学校は関係ないが、住居表示に伴い町の区域が変わると、学区域が変わる可能性はある。

【委員】 今年、港北区の一部で町名が「北新横浜」に変わったようだが、なぜか。

【事務局】 土地区画整理の実施に伴い、最寄り駅の名前を付けた。

7 その他

特になし。

8 次回検討委員会について

会長から、次回検討委員会を平成18年2月の10日以降の日に開催することを提案し、委員が了解してこれを決定した。

また、会長から委員に対し、今回の議論の内容を自分の町内会、商店街で説明して、意見を集約し、次回の検討委員会でそれを報告するよう依頼した。

資 料

- 1 「住居表示」の概要
- 2 港北区住居表示実施状況
- 3 検討委員会について、スケジュール、市に寄せられた要望
- 4 住居表示のしおり